

2011年5月25日

各位

東京都墨田区太平四丁目1番3号  
JFEシステムズ株式会社  
代表取締役社長 菊川 裕幸  
(コード番号) 4832 東証第二部  
(問合わせ先) 総務部長 中村 元  
(電話番号) 03-5637-2100(代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2011年6月24日開催予定の当社第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

##### (1) 取締役の員数(第17条)

エクサからの事業承継に伴う事業規模の拡大、経営監督強化を目的とした社外取締役拡充の必要性を背景に今後も取締役の増員が見込まれるため、現行第17条の取締役の員数を10名から15名に改めるものです。

##### (2) 責任免除(第27条第2項、第36条第2項)

社外取締役、社外監査役との間で責任限定契約を締結するに際して、100万円以上の額を損害賠償責任の限度額とすることができるよう、現行定款第27条第2項(取締役)、第36条第2項(監査役)に定めるものです。

なお、第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 提案の内容

提案の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。
(責任免除) 第27条 <現行どおり> ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、 <u>同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>	(責任免除) 第27条 <現行どおり> ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
(責任免除) 第36条 <現行どおり> ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、 <u>同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>	(責任免除) 第36条 <現行どおり> ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2011年6月24日

定款変更の効力発生予定日

2011年6月24日

以上